

春日井ハンドボール教室運用規定

この規定は、ハンドボール教室の組織及びハンドボール教室の運用について必要な事項を定める。

(名 称)

第1条 本ハンドボール教室の名称を春日井ハンドボール教室(以下「教室」という。)と称す。

(事務局)

第2条 教室の事務局は、春日井市ハンドボール協会内に置く。

(目 的)

第3条 教室は、「走る・跳ぶ・投げる」の三要素をもつ集団スポーツとしてのハンドボールを通して、心身の健全な育成と生涯スポーツの場の提供を目的とする。

(事 業)

第4条 教室は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ハンドボール教室生徒の育成指導と援助
- (2) ハンドボール教室指導者の育成指導と援助
- (3) 市外ハンドボール教室との親睦交流の推進
- (4) その他、教室の目的達成に必要と認められる事業

(教室委員)

第5条 教室委員は、教室の指導者ならびに教室の活動趣旨を理解する有識者を持って構成する。

(役 員)

第6条 教室に次の役員を置く。

代表幹事	1名
副代表幹事	2名
幹事	若干名
書紀・会計	3名
監査	2名

- 第7条 代表幹事は、春日井市ハンドボール協会理事をあてる。
2 代表幹事は、教室を代表し、任務を総理する。
- 第8条 副代表幹事は、委員総会で推挙決定する。
2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事不在のときは任務を代行する。
- 第9条 幹事は、教室委員の間から互選する。
2 幹事は、教室の運営にあたる。
- 第10条 書紀・会計は、教室委員総会で推挙決定し、代表幹事が委嘱する。
2 書紀・会計は、教室の庶務・会計に従事する。
- 第11条 監査は、教室委員の中から互選する。
2 監査は、財務の執行状況を監査する。
- 第12条 教室は、教室委員総会の同意を得て顧問を推載することができる。
2 顧問は、教室委員総会の推薦により、代表幹事が委嘱する。
3 顧問は、代表幹事の要請により教室委員総会に出席し、必要な助言と指導を行う。

(役員 の 任期)

- 第13条 代表幹事以外の役員 の 任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠役員 の 任期は、前任者 の 残任期間とする。
3 すべての会議は、2 分の 1 の出席をもって成立し、議事は出席者 の 過半数をもって決定する。

(指導部)

- 第15条 指導部は、教室委員全員をもって構成し、部長 1 名・副部長 1 名を置く。
また、部長・副部長は幹事 の 職を兼務する。

(経理)

- 第16条 教室の経理は、次のものをもってあてる。
(1) 受講料
(2) 寄付金
(3) その他収入

(会 員)

第 17 条 本教室に入会するものは、次の要件を備えたものとする。

- (1) 原則として春日井市及び春日井市近郊に在住・在勤・在学のもの
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であるもの
- (3) 本教室の定める諸規定を遵守するもの

(入会手続き)

第 18 条 本教室に入会を希望するものは、所定の手続きにより申し込む。

(会費等)

第 19 条 受講料は、年間 8,000 円 とします。

- 2 徴収方法は 4 月～7 月分として 3,000 円、8 月～12 月分として 3,000 円、1 月～3 月分として 2,000 円、3 期に分けて徴収します。

(事故の責任)

第 20 条 会員は、本教室の活動に際して、本教室の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反して盗難・傷害等の事故が起こっても、本教室及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

また、本教室は、その活動中の傷害について、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとする。

(会計年度)

第 21 条 教室の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規定の変更)

第 22 条 この規定は、教室委員総会において、出席委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

(細則)

第 23 条 この規定に定めてあるもののほか、教室の運営に必要な事項は、役員会で審議し教室委員総会で決定する。

附 則

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

【改定】 平成 15 年 4 月 1 日： 会費 (旧) 11,000 円 (改) 8,000 円

